

国の動き

◆第7次エネルギー基本計画/地球温暖化対策計画 (2025年2月閣議決定)

2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、脱炭素化とエネルギー安定供給の両立を目指し、それぞれの計画において省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組の方向性を明示

【建築物の省エネ化・脱炭素化の方針】



省エネ 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す
ストック平均で、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

創エネ 新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す
設置が合理的な住宅・建築物に再生可能エネルギーの導入が一般的となることを目指す

【主な取組】

○2025年4月よりすべての建築物において、省エネ基準への適合を義務付け

○2030年までに省エネ基準をZEH水準・ZEB水準まで引き上げ

○住宅トップランナー制度

- ・大手ハウスメーカー等の供給する戸建て住宅等について、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)への適合を徹底
- ・2025年度より、戸建て住宅に係る基準に太陽光発電設備の設置率を新たに設定

住宅トップランナー基準					
建て方	年間供給戸数	外皮基準	一次エネルギー消費量(BE1) (再エネ除き)	2025年度新設 太陽光発電設備設置率※2	目標年度
建売戸建住宅	150戸以上	強化外皮	0.80	37.5%	2027年度
注文戸建住宅	300戸以上	強化外皮	0.75	87.5%	
賃貸アパート	1000戸以上	強化外皮	0.80	—	
分譲マンション	1000戸以上	強化外皮	0.80 ※1	—	2026年度

※1：分譲マンションのBE1については、再エネ含む水準。

※2：多雪地域、都市部狭小地、その他周辺環境等により設置が困難な住宅を除くこともできる

(引用：国土交通省HP「住宅トップランナー制度の概要」)

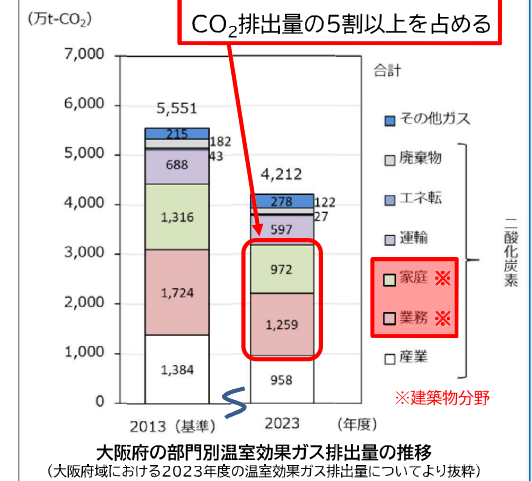
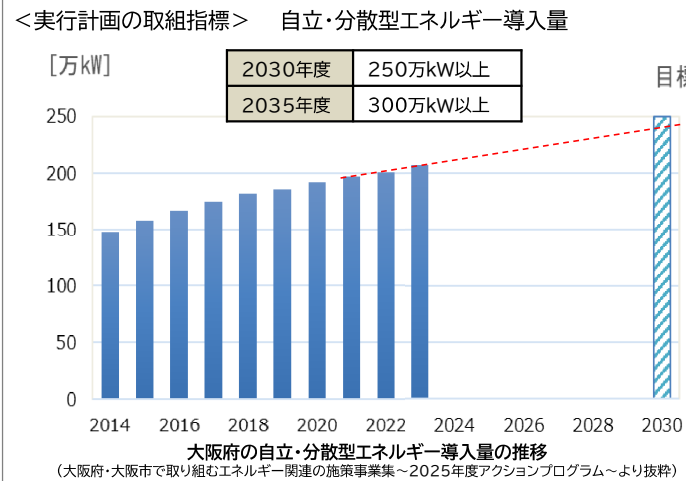
大阪府の動き・取組状況

◆大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(2026年3月改定)

○「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向け、国を上回る温室効果ガス削減目標を新たに設定
➢ 2030年度48%削減、2035年度：62%削減、2040年度：75%削減(国：それぞれ46%削減、60%削減、73%削減)

○府域の温室効果ガス排出量と密接な取組指標の一つとして、自立・分散型エネルギー導入量を設定

○建築物の環境配慮の促進に向けた取組の一つとして、「義務制度の検討など、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入促進の強化」を提示



◇大阪府気候変動対策の推進に関する条例

【主な取組】

(1) 建築物環境計画書の届出

(2) 条例で定める基準への適合
非住宅：断熱性能基準(法に基づく基準を上回る)

(3) 再生可能エネルギー利用設備の導入検討

【対象】

延床面積2,000㎡以上の新築等

適合率 ほぼ100%

導入率 20%未満

＜参考＞ 他自治体での建築物への再生可能エネルギーの導入義務付け ⇒ 京都府・京都市、群馬県、東京都、川崎市

検討内容(案)

○建築物への再生可能エネルギーの導入促進を図るための制度について、取組の方向性などを検討

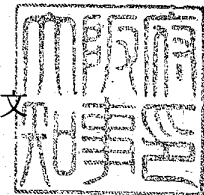
スケジュール(案)

2026年6月 環境審議会に諮問
↓
気候変動対策部会で審議・検討(4回程度)
2027年1月頃 環境審議会から答申
～2027年度 制度案作成・パブリックコメント実施

建環第 1659 号
令和 8 年 6 月 23 日

大阪府環境審議会
会長 櫻木 弘之 様

大阪府知事 吉村 洋文



建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度の
あり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

国においては、建築物分野では、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(以下、「法」という。)により、2025 年度から新築されるすべての建築物での省エネ基準への適合を義務付けており、この基準を 2030 年までに ZEH 水準・ZEB 水準に引き上げるなど、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めています。

大阪府においては、2026 年 3 月に「大阪府地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050 年のめざす姿として二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を掲げ、そのための取組指標の 1 つとして自立・分散型エネルギー導入量の目標を設定し、「義務制度の検討など、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入促進の強化」などの取組により実現を図ることとしています。

府域で CO₂ 排出量が 5 割以上を占める建築物分野では、これまで、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、特定建築物の新築等において、法を上回る省エネルギー基準への適合義務化や再生可能エネルギー設備の導入検討義務化など、府独自の取組も行ってきたおり、現在、省エネルギー基準への適合は概ね達成しているものの、再生可能エネルギー設備の導入率は 2 割に満たない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、建築物のさらなる脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。